

## 秋田県少年保護育成委員制度運営要領

平成12年 3 月 21 日  
本 部 訓 令 第 1 2 号

改正 平成14年 1 月 4 日本部訓令第 1 号  
改正 平成16年12月27日本部訓令第30号  
改正 平成17年 3 月 2 日本部訓令第 4 号  
改正 平成17年10月21日本部訓令第31号  
改正 平成23年 2 月 15 日本部訓令第 2 号  
改正 平成31年 3 月 6 日本部訓令第 6 号  
改正 令和 3 年 2 月 9 日本部訓令第 2 号  
改正 令和 6 年 7 月 4 日本部訓令第23号

### (目的)

第1条 この訓令は、秋田県少年保護育成委員（以下「育成委員」という。）の委嘱及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、少年の非行防止及び保護活動のため、育成委員を置くものとする。

### (委嘱等)

第3条 育成委員は、本部長が警察署長（以下「署長」という。）の推薦により委嘱する。

2 前項の推薦に当たっては、特定の地域居住者に偏しないよう配慮するとともに、次の各号の要件を具備している者を推薦するものとする。

- (1) 人格及び行動について社会的信望を有し、かつ、その地域で実践活動ができること。
- (2) 任務の遂行に必要な熱意を有し、少年補導について適格性を有すること。
- (3) 委嘱時の年齢が75歳以下であること。

3 育成委員を委嘱する際は、委嘱書（様式第1号）及び身分証明書（様式第2号）を交付するものとする。

第4条 育成委員の任務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 非行少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第2条第5号に定める者をいう。）及び不良行為少年（規則第2条第6号に定める者をいう。）の早期発見、補導及び必要な継続補導に関すること。
- (2) 少年を取り巻く有害環境の浄化に関すること。
- (3) 被害少年（規則第2条第7号に定める者をいう。）及び要保護少年（規則第2条第8号に定める者をいう。）の保護及び少年相談に関すること。
- (4) 非行防止のための地域社会に対する啓もうに関すること。
- (5) その他前各号の任務を遂行するため、地域の特性に応じて必要と認められること。

### (任期)

第5条 育成委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期中に委嘱替えをした場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。  
(奨励金)

第6条 育成委員に対して奨励金を支給する。

(災害時の補償)

第7条 育成委員の任務の遂行に当たっての災害等に対する補償は、少年補導員団体総合補償保険により取り扱うものとする。

(解職)

第8条 署長は、育成委員が次のいずれかに該当し、任期途中であっても解職する必要があると認めるときは、秋田県少年保護育成委員解職上申書(様式第3号)により、本部長に上申するものとする。

(1) 委嘱の要件を欠くに至ったとき。

(2) 本人から解職の申出があったとき。

2 本部長は、前号の上申理由が相当であると認めるときは、これを解職することができる。

(運用上の留意事項)

第9条 署長は、育成委員の運用に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 育成委員の活動が、積極的に推進されるよう参考資料の配布、研修会の開催等その任務の遂行に必要な知識技能の向上を図るよう努めること。

(2) 育成委員と緊密な連携のもと、共同して活動ができるよう配慮すること。

(3) 育成委員に対しては、その任務の遂行を通じて知り得た秘密を漏らすことのないよう指導すること。

(表彰)

第10条 本部長は、次に掲げる事項の一に該当すると認められる場合は、感謝状を授与するものとする。

(1) 育成委員として、20年間にわたり少年の非行防止及び健全育成活動に尽力した者

(2) 育成委員として、10年間にわたり少年の非行防止及び健全育成活動に尽力した者

(3) 育成委員として7年以上にわたり少年の非行防止及び健全育成活動に尽力し、年度末で辞任する者。ただし、(1)又は(2)の規定に該当したことにより表彰を受けた者を除く。

(4) その他、本部長が特に必要と認めた者又は団体

2 表彰には、副賞を付することができる。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年1月4日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年10月21日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

第 号

委 嘱 書

あなたを秋田県少年保護育成委員に委嘱します

年 月 日

秋田県警察本部長

警視長

印

様式第2号（第3条第3項関係）  
（表面）

|                                                  |        |
|--------------------------------------------------|--------|
| 第 号                                              |        |
| 身 分 証 明 書                                        |        |
| <div>写 真</div> <div>2.5cm</div> <div>3.0cm</div> |        |
| 住所                                               |        |
| 氏名                                               |        |
|                                                  | 年 月 日生 |
| 上記の者は、秋田県少年保護育成委員<br>として少年補導を行う者であることを<br>証明する。  |        |
|                                                  | 年 月 日  |
| 秋田県警察本部長                                         | 印      |

（裏面）

|                                    |
|------------------------------------|
| 注 意                                |
| 1 少年補導に従事するときは、必ず本<br>証を携帯すること。    |
| 2 少年補導の際必要あるときは、相手<br>方に本証を提示すること。 |
| 3 本証を他人に貸し出さないこと。                  |
| 4 本証を紛失、破損、滅失したときは、<br>速やかに届けること。  |
| 5 委員でなくなったときは、速やかに<br>本証を返納すること。   |

8.6cm

5.4cm

様式第 3 号（第 8 条第 1 項関係）

|       |            |   |   |
|-------|------------|---|---|
| 分類コード | B－3－4－2－03 |   |   |
| 保存期間  | 永          | 年 |   |
|       |            | 第 | 号 |
|       | 年          | 月 | 日 |

秋 田 県 警 察 本 部 長    殿

警   察   署   長

秋田県少年保護育成委員解職上申書

|                                            |                                    |  |            |  |  |  |  |
|--------------------------------------------|------------------------------------|--|------------|--|--|--|--|
| ふ   り   が   な<br>氏            名<br>生 年 月 日 | 年            月            日（    歳） |  | 職<br><br>業 |  |  |  |  |
| 住            所                             | 住    所                             |  |            |  |  |  |  |
|                                            | 電話番号                               |  |            |  |  |  |  |
| 委    嘱    年                                |                                    |  |            |  |  |  |  |
| 解   職   理   由                              |                                    |  |            |  |  |  |  |
| 備            考                             |                                    |  |            |  |  |  |  |